

No. C15-06

平成 27年 10月

## 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う 留意事項のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0824第5号」により特定疾患治療管理料の算定方法の留意事項が一部改正された旨、通知されましたのでご案内いたします。

敬白

### 記

- 適用日 : 平成 27年 8月 24日から適用
- 特定疾患治療管理料の留意事項改正

B001 特定疾患治療管理料

2 特定薬剤治療管理料

薬剤名	検査項目	特定薬剤治療管理料 (同一患者月1回)		加算点(初回月)
		1~3ヶ月	4~6ヶ月	
トリアゾール系抗真菌剤 [入院中] (重症又は難治性真菌感染症 又は造血幹細胞移植)	ポリコナゾール	470点	235点	280点 (薬剤の投与を行った 初回月のみ加算)

- ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与(造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。)しているもの